

成年後見制度を知ろう！

～後見人って何をするの？～

大津地方・家庭裁判所では、平成29年度「法の日」週間記念行事として、10月30日(月)に「成年後見制度を知ろう！～後見人って何をするの？～」を開催しました。25名の方に御参加いただきました。当日の様子を紹介します。

説明&DVD上映

はじめに大津家庭裁判所の裁判官からあいさつがありました。続いて、後見係の裁判所書記官が、成年後見制度とはどのようなものか、近年の利用状況等も含め、スライドを使いながら詳しく説明をしました。途中〇×クイズが出題され、皆様には、答えを考えながら、後見制度についてのDVDを視聴していただきました。



窓口実演

裁判所職員2名が、受付職員役と申立てを検討している来庁者役に分かれ、窓口でのやりとりを熟演しました。申立てセットの実物を用い、来庁者役の職員から実際に窓口でお聞きする質問等が発せられ、本当に窓口での様子を目にしているようでした。皆様に、申立ての流れをイメージしていただけたのではないかと思います。



質疑応答

最後に、質疑応答の時間です。皆様から、「本人の意思に反した申立てはできるのか」「申立人の希望通りでない後見人が選任されることがあるのはなぜか」といった、制度の本質に踏み込んだ質問がありました。裁判所書記官がお答えし、裁判官からも補足説明がありました。多くの方からたくさんの質問があり、時間が足りないくらいでした。



行事終了後、希望される方に法廷を見学していただきました。



参加者の皆様から、「後見制度について理解を深めることができた」「裁判所を身近に感じる事ができた」等の感想をいただきました。御参加いただき、ありがとうございました。

大津地方・家庭裁判所では、年に2回、5月の憲法週間と10月の「法の日」週間に合わせて、様々な内容の行事を行っています。また、団体による裁判傍聴や裁判員制度説明会の申込みも受け付けています。

興味のある方は、総務課文書係(☎077-503-8112)までご連絡ください。

大津地方・家庭裁判所総務課